

外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に関する 実務研究会（第1回）議事概要

- 1 開催日時：平成21年9月14日（月）14：00～16：00
- 2 開催場所：総務省5階 第4特別会議室
- 3 出席委員：安西委員、五十木委員、妹川委員、植田委員、荻野委員、佐藤委員、高地委員、竹腰委員、千葉委員、長岡委員、日高委員、山下委員
- 4 主な議題：
 - 実務研究会の運営について
 - 住民基本台帳法の改正について
 - 出入国管理及び難民認定法等の改正等について
 - 今後の検討課題等について など
- 5 議事の概要：
 - (1) 植田市町村課長挨拶
 - (2) 実務研究会の趣旨説明等（事務局）・・・資料1
 - (3) 事務局説明
 - ・ 住民基本台帳法の改正について・・・資料2
 - ・ 出入国管理及び難民認定法等の改正等について・・・資料3
 - ・ 今後の検討課題等について・・・資料4
 - (4) 意見交換等
 - ・ 再入国許可を受けたか否かにかかわらず短期間に頻繁に出入国を繰り返す場合であっても、生活の本拠を他の市町村や国外に移すときは、日本人と同様に転出届を出してもらう必要があることから、その旨を十分周知することが必要ではないか。
 - ・ 外国人住民が多い団体の場合、仮住民票の記載内容について、基準日から施行日の前日までの間に実態調査を踏まえた確認作業を全て行うことは時間的に困難となる可能性があることから、実情に応じた工夫が必要では

ないか。

- ・ 各市町村の新制度への対応については、検討に取り組んでいる団体もあるようだが、まだ県と市町村間の情報交換が不足している。10月に総務省で行われる都道府県向け改正法説明会も踏まえ、情報提供を積極的に行っていくことが必要ではないか。
- ・ 外国人住民への周知について、外国語でも行っていく必要があるのではないか。
- ・ 氏名の表記については、システム改修にも大きな影響を与える課題であると認識しており、研究会でも早めに議題として取り上げてほしい。
- ・ システム改修については、今後、本改正に伴い必要となる改修要件について、標準的な仕様を示していきたいと考えているが、システムベンダーのパッケージソフトを利用している場合、以前から独自のシステムを導入している場合など、団体ごとに実態が異なるため、改修に要する経費や期間も違ってくるのではないか。特に、独自のシステムを導入している団体は、早期に業者と相談し始めても良いのではないか。

(以上)